

## 植民地教育令の制定過程に関する研究：台湾と朝鮮を比較して

佐藤, 由美  
埼玉工業大学

<https://doi.org/10.15017/2202951>

---

出版情報：韓国研究センター年報. 8, pp.74-74, 2008-03-28. Research Center for Korean Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



# 植民地教育令の制定過程に関する研究

— 台湾と朝鮮を比較して —

埼玉工業大学 佐藤 由美

今年度より科研費の支給を受け、表題の研究を行う機会に恵まれた。植民地教育令に関する研究状況をみると、70年代に第二次教育令、90年代に第一次朝鮮教育令に焦点を当てた研究が発表されている。その後、史資料の整備や公開が進んだことによって、植民地教育令を通史的、比較的、総合的に研究できる時機が到来したのではないかと考えている。

研究の目的は、かつて日本の植民地であった台湾（1895－1945）と朝鮮（1910－1945）に公布・施行された各時期の教育令の制定過程と内容の変遷について比較的に分析を行い、植民地教育の思想的根幹がどのように築かれたのかを明らかにすることにある。

研究計画は以下の通りである。

- ①第一次朝鮮教育令（明治44年8月）の制定過程は、初代朝鮮総督寺内正毅や学務局長関屋貞三郎の朝鮮教育方針、実際に条文の作成に当たったと思われる学務官僚の草案、帝国教育会の朝鮮教育令建議案などをつき合わせることでその全体像が解明されているが、新史料から新たな知見が得られれば再検討し、追加・修正を行う。
- ②第一次台湾教育令（大正8年1月）では、朝鮮教育令との内容的統一が企図されたが、実際には教育制度上、台湾の方が進んでいる面もあった。台湾民衆の教育要求との狭間で、制度上の後退を意味する法的整備をどのように行ったのかを、朝鮮・台湾両教育令の制定に関わった学務官僚隈本繁吉の日誌や公文書類などから明らかにする。
- ③第二次教育令（大正11年2月）では「内地人」と「朝鮮人」・「台湾人」との「共学」が規定された。しかし、実際には「国語ヲ常用スル者」と「セサル者」に区別され、教育機会には差があった。この条文策定の経緯のやりとり、第二次教育令から条文策定のイニシアティブが総督府から日本政府に移行した理由を明らかにする。
- ④第三次朝鮮教育令（昭和13年3月）については、現段階では史料収集の対象とし、可能な範囲で制定過程を明らかにしたいと考えている。
- ⑤台湾と朝鮮を視野に入れながら、これら教育令の制定過程とその変遷を分析、解明することで植民地教育の思想的根幹がどのように形成されたのかを総合的に検討する。